

西川町立病院給湯設備更新工事事業
仕様書

令和 8 年 9 月
西川町立病院

西川町立病院給湯設備更新工事事業仕様書

1 事業名称

西川町立病院給湯設備更新工事事業

2 事業目的

現在、当院で使用している給湯設備の更新について、民間企業のノウハウ、技術力を活用し、工事、維持管理等を効果的に行うことを目的とする。また、より長寿命で省エネルギー効果の高い機器に交換することで、地球温暖化に係る温室効果ガス 排出量を抑える脱炭素社会の実現と、消費電力の低減によるコストの削減を目指す。

3 事業概要

(1)契約方式

公募型プロポーザル方式

(2)業務期間

契約の日から令和 8 年 11 月 30 日

(3)事業場所

西川町立病院 西川町大字海味 581 番地

(4)更新対象機器

設置場所	機器名称	メーカー	型番	台数
1 階機械室	温水ヒータ	(株)前田鉄工所	MFV-F600A-25-N 出力 698KW	2

4 事業内容

事業者は、空調熱源等設備の設置状況を踏まえ、自ら行った提案を基に、給湯設備更新工事について、本町と合意した内容で契約を締結し、以下の業務を行うものとする。

(1) 本設備の計画・施工・施工管理

(2) 更新に伴う電設備の整備（必要に応じて）

(3) 更新に伴う既存設備の撤去等

更新に伴い未使用となった既存給湯設備及び付属設備一式

5 給湯設備の仕様について

事業者の提案に委ねる。

6 その他留意事項

- ① 事業者は、本事業の履行にあたって知り得た個人情報や機器の設定情報など、本町の機密事項について守秘義務を負うこと。

- ② 本町から提供した資料については、本事業の履行及び終了後においても、機密保持のために十分な体制・設備により厳重に管理し、紛失や盗難等による情報漏洩を確実に防止すること。
- ③ 第三者へ資料の提供を行う場合は、本町の承認を得ること。
- ④ 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、若しくは規定していない要件が発生した場合 は、本町と協議の上、対応を決定することとする。
- ⑤ 本町と事業者との責任区分について
- ア 提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議を行うものとする。
- イ 予想されるリスクと責任分担は、下表によることとし、事業者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

<分担表>

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本町	事業者
前段階及び契約時	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	事業の中止・延期	本町の指示	○	
		周辺住民の反対による事業の中止・延期	○	○
		事業者の事業放棄、破たんによるもの		○
		本町の事業放棄によるもの	○	
計画設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○
	設計変更	本町の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	本町の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事における環境の保全		○

工事段階	立ち入りの許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	○	○
	工事遅延・未完工	本町の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○
	工事費増大	本町の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	性能	仕様不適合		○
	一般的改善	引き渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		○
		引き渡し前に工事に起因して施設に生じた損害		○
保証関連	性能	仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○